

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する標準処理期間を定める要綱

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）について、浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号）第5条の標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を以下のとおり定める。

補償の種類	決定内容	実施機関における標準処理期間 (単位：月)
療養補償及び休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	8
	2回目以降の支給（不支給）決定	1
障害補償	支給（不支給）決定	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	1
遺族補償及び葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の

区分の決定に要する期間も含まれる。

6 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。

7 「実施機関における標準処理期間」とは、条例第3条第1項に規定する実施機関において請求を受理してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。